

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）  
労働省令第一号

改正案	現行
<p>（訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第三十六条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七 条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事 項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす る。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員等の責任又は義務の有無についての判断及びその理由</p> <p>三 （略）</p> <p>（評価・換算差額等）</p> <p>第五十八条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以 外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当 であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生 すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若し くは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを 含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る</p>	<p>（訴えを提起しない理由の通知方法）</p> <p>第三十六条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七 条第四項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事 項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とす る。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員等の責任又は義務の有無についての判断</p> <p>三 （略）</p> <p>（評価・換算差額等）</p> <p>第五十八条 次に掲げるものその他資産、負債又は出資及び剰余金以 外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適当 であると認められるものは、純資産として計上することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生 すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若し くは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを 含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る</p>

価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三（略）

（剰余金の配当における控除額）

第六十一条 法第六十一条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。以下この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が法第六十一条第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二・三（略）

価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三（略）

（剰余金の配当における控除額）

第六十一条 法第六十一条第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める額は、次に掲げる額とする。

一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日。以下この条において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が法第六十一条第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額

二・三（略）